

○広島国際大学動物実験委員会規定

2005年4月25日

学園1250

改正 2021年4月21日

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学動物実験に関する規定(以下「規定」という)第4条第2項に定める動物実験委員会(以下「委員会」という)について、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、つぎの委員をもって構成する。

イ 動物飼育施設管理者

ロ 保健医療学部、総合リハビリテーション学部、薬学部および健康科学部の教授、准教授、講師および助教から選出された者 各1名

ハ その他学長が指名する者 若干名

2 委員の任期は、その在任期間中とする。ただし、前項ロ号およびハ号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 前項のただし書の委員に欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の役割)

第3条 委員会は、動物実験に関するつぎの事項について、審議、調査または実施することができる。

イ 規定の適正な運用を図るとともに、申請された動物実験の計画について、法と規定に対する適合性を審査し、不適切な計画については修正を求めることができる。

ロ 必要に応じ、実施者に動物実験の実施状況について報告を求め、その状況によっては、実施者に対して実験の禁止または中止を命じることができる。

ハ 動物実験の結果について、学長からの諮問を受け、必要に応じ助言を行う。

(委員長・副委員長およびその職務)

第4条 委員会に、委員長および副委員長各1名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の中から学長が任命する。

3 委員長は、学長の指揮に従い、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときもしくは欠けたときまたは委員長から命じられたとき、委員長の職務を行う。

(小委員会)

第5条 委員長は、必要に応じて、小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員長および委員は、委員の中から委員長が指名する。ただし、必要に応じて、委員以外の者を加えることができる。

3 小委員会では、委員会から付託された事項について審議する。

(定足数および表決)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

第8条 議事録の作成および保管は、薬学部事務室が行う。

(学長への報告)

第9条 委員長は、審議の経過および結果について速やかに学長に報告しなければならない。

(動物実験の実施状況等の公開)

第10条 動物実験に関する規定および動物実験の実施状況等の情報は、広島国際大学のホームページに公開するものとする。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、薬学部事務室で取り扱う。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議および委員会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長がこれを行う。

付 則

1 この規定は、2005年4月26日から施行する。

2 この改正規定は、2021年4月21日から施行し、2021年4月1日から適用する。